

# 一般社団法人郡上市医師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人郡上市医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県郡上市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本医師会及び岐阜県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図ると共に、地域住民の健康を守り、安心・安全な医療の提供に関する事業を行い、保健・福祉・行政に助言する医師会として社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の倫理・高揚に関する事業
  - (2) 医学教育の向上に関する事業
  - (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
  - (4) 医師の生涯研修に関する事業
  - (5) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
  - (6) 地域医療の推進発展に関する事業
  - (7) 災害時等における救急医療の整備に関する事業
  - (8) 適正な保険診療の指導に関する事業
  - (9) 保健・医療・福祉施設の整備に関する事業
  - (10) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
  - (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、郡上市において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、郡上市を区域とし、その区域内において就業所又は住居を有する医

師のうち、本会の目的及び事業に賛同し、次条の規定により本会の会員になった者をもって構成する。

- 2 この法人の会員は、前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費等の額を支払う義務を負う。

- 2 納付された会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は失踪宣言が確定したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失

- い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、入会金等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (構成と種類)

- 第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

### (開催)

- 第13条 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

### (招集)

- 第14条 臨時総会は、必要に応じ理事会の決議を経て会長が招集する。
- 2 5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を臨時総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会長は、総会の日から2週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

### (権限)

- 第15条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 各事業年度の決算の承認
  - (4) 会費等の額
  - (5) 理事及び監事の報酬等の額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) 理事会において総会に付議した事項
  - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

### (議長の選出)

第16条 当該総会にて、議長1名を選出する。

2 議長は、当該総会において、出席会員の中から選出する。

(議長の職務)

第17条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、議長を除く出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第21条 出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における第18条、第19条、第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会員への公示)

第22条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に公示する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければな

らない。

- 2 議事録には議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を行う。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の残任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

( 役員 の 解 任 )

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事の解任については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

( 役員 の 報 酬 等 )

第 30 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

( 役員 の 損 害 賠 償 責 任 の 免 除 )

第 31 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第 6 章 理事会

( 構 成 )

第 32 条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権 限 )

第 33 条 理事会は次の職務を行う。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

( 種 類 及 び 開 催 )

第 34 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。  
2 通常理事会は、原則として 2 箇月に 1 回開催する。  
3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。  
(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第39条 この法人の財産の管理・運用は、理事会において定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散等により清算する場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。



## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は、杉下総吉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。